

宅地造成等規制法による

宅地造成の手引き

令和5年5月

【お知らせ】

宅地造成等規制法の一部が改正され、令和5年5月26日より、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。

改正に伴う区域を公示するまでの間は、改正法施行前の宅地造成工事規制区域に対して、改正前の宅地造成工事の規制が適用されます。

そのため、改正法施行後の宅地造成工事の許可申請について、改正に伴う区域を公示するまでの間は、本手引きをご参照ください。

札幌市都市局市街地整備部開発指導課